

第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品

注

1 この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第 30 類参照）。

号注

1 第 2403.11 号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。